

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成30年8月10日

照会者名 弁護士 岡田康男 殿
 弁護士 由井照彦 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年7月27日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。
なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

建設業の許可を有しない一級建築士ないし一級建築士事務所が、建築一式工事以外で請負代金が500万円以上の建設工事の完成を請け負うことは建設業法第3条第1項に違反する。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設業法第3条第1項において、建設業を営もうとする者は、「政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受ける義務があるとされている。